

議 第 6 号

義務教育の一層の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、全国全ての学校に必要な教職員を確保し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、義務教育費国庫負担制度により、教職員給与費の一部を負担するとともに、教職員定数の改善に取り組んでいる。

今年度から小学校35人学級が段階的に導入されることにより、学ぶ環境の質の向上が図られた一方で、新型コロナウイルス感染症対策やICTを活用した学習活動への対応等、教職員の負担は依然として大きい。

こうした中、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を実現するためには、安定した財源の下に教職員を十分確保するとともに、働き方改革を進め、ゆとりをもって児童生徒と向き合うことのできる環境が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、義務教育の質の向上を図り、全ての児童生徒に対する個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級を更に推進するなど、義務教育の一層の充実を図るよう強く要請する。